

文教くらし委員会記録

開催日時 平成27年12月10日(木) 13:03~15:30

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

阪口 保 委員長

宮本 次郎 副委員長

佐藤 光紀 委員

田中 惟允 委員

藤野 良次 委員

岡 史朗 委員

奥山 博康 委員

新谷 紘一 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

平成27年度議案

議第 87号 平成27年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(文教くらし委員会所管分)

議第 88号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第 97号 奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

議第101号 奈良県県民センター条例を廃止する条例

(2) その他

<会議の経過>

○阪口委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会します。

本日、当委員会に対し、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただ

きます。なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明願います。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、平成27年12月定例県議会提出議案について、くらし創造部、景観・環境局所管分についてご説明をさせていただきます。

当部局からは予算が1件、条例が2件ございます。

まず、議第87号、平成27年度奈良県一般会計補正予算案（第3号）についてです。平成27年12月定例県議会提出予算案の概要3ページ、債務負担行為補正です。西奈良県民センター及び大淵池公園指定管理事業です。くらし創造部で所管する西奈良県民センターとまちづくり推進局で所管する大淵池公園の管理について、指定管理者に一体的に管理を行わせている事業です。平成27年度末に西奈良県民センターを廃止するため、後ほど説明させていただく県民センター廃止条例を提案をしていますが、廃止後も西奈良県民センターの運動場を大淵池公園の運動場として一般の方に利用していただくこととしています。そのため、追加して指定管理者に管理を行わせる経費として、平成28年度から平成29年度までの2年間で583万円の債務負担行為の追加をお願いするものです。くらし創造部、景観・環境局所管の12月定例県議会提出予算案の概要については以上です。

次に、条例関係についてです。平成27年12月文教くらし委員会資料（条例関係）くらし創造部、景観・環境局の1ページ、議第97号、奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例についてです。地方消費者行政活性化事業については、奈良県消費者行政活性化基金を活用しているところですが、平成29年度まで同基金を活用した事業を実施できることが国から示されたことから、当該条例の有効期限を延長する等、所要の改正を行うものです。施行期日については、公布の日からとする予定です。

続きまして、4ページ、議第101号、奈良県県民センター条例を廃止する条例につい

てです。奈良県西奈良県民センターは、県と県民及び県民相互の対話と交流促進を目的として昭和46年9月に開設されたものです。現在で44年余りが経過しており、建物が老朽化していること、耐震性能も基準を下回っていること、また、県が担うべき当初の設置目的は既に達成されたものと考えていることから、施設について廃止するものです。なお、先ほど債務負担行為補正でも説明したとおり、敷地内の運動場については、平成28年4月1日から大淵池公園の運動場として引き続き供用します。施行期日については、平成28年4月1日を予定しています。

くらし創造部、景観・環境局に関連する議案の概要については、以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○吉田教育長 教育委員会所管の一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。平成27年12月定例県議会提出予算案の概要2ページ、景観・環境の保全と創造、県有史跡地ナラ枯れ対策事業です。これは、橿原市にあります史跡、新沢千塚古墳群においてナラ枯れが確認されましたので、周辺等への被害拡大防止のための措置です。以上が教育委員会所管の補正予算案の概要です。

続きまして、平成27年12月定例県議会提出議案の概要（条例関係）1ページ12月定例県議会提出議案のうち、教育委員会に係る条例改正の内容についてご説明を申し上げます。

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。この条例は、附属機関の見直しに伴い、要旨欄に記載されている6つの附属機関を廃止する等のため、所要の改正をしようとするものです。この6つの附属機関のうち、教育委員会が所管するのは（6）奈良県教職員結核対策専門委員会です。なお、この条例の施行日は公布の日です。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○阪口委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

○岡委員 景観・環境の保全と創造のところであったナラ枯れですけれども、今回、補正で1,990万円で対処されるようですけれども、今後の見通しですけれども、これで対策が終わるのか終わらないのかどうかも含めて、専門家のご意見も多分お聞きしていることであろうと思いますけれども、どのように見ているのか、わかれば。

○尾登文化財保存課長 新沢千塚古墳群のナラ枯れの関係ですけれども、原因となっておりますカシノナガキクイムシについては、冬期に除去をする必要があるということですの

で、この12月で補正要求をさせていただいています。それで、除去ができたかどうかについては、今後の推移を見て、さらに対策が必要かどうかを見きわめていきたいと考えています。

○岡委員 専門家ではないのでわかりませんが、要するに今回は枯れた部分だけを撤去すると考えていいわけですか。ひょっとしたら来年、また枯れるものが出るかもわからないという可能性はあるという前提で考えてよろしいのですか。

○尾登文化財保存課長 被害の拡大を食い止めたいということで今回、緊急に措置をしますので、それで対策ができればと思っていますが、その後どういう形になるかは専門家に聞かないとわかりませんので、もしそういうことがあれば、その段階でまた直ちに対処したいと考えています。

○岡委員 わかりました。その点は結構です。

あと心配なのは、現場を全部知らないの確認したいのですが、公園内にあるものは当然これで一旦処分されると思いますけれども、その近辺で、例えば民間の林などで発生しているということはあるのでしょうか、その辺の調査はされているのでしょうか。

○尾登文化財保存課長 近隣でそういった被害があるかどうかについては確認をしていませんので、それについては、橿原市とも相談をした上で状況を確認したいと思います。

○佐藤委員 西奈良県民センターが閉鎖されるということで、2～3お伺いしたい点があります。

開設されてから44年で老朽化が激しいという説明がありましたけれども、今日まで存続し得たということは県民のニーズがあったということです。もし建てかえについて話があるのなら、ぜひダンスホールをという話も私の耳には届いています。今後、西奈良県民センターを閉鎖して、しばらく次の計画が立っていないという話を聞いていますが、その点もう少し深く教えていただけませんか。

それと、横にあるスポーツ公園は存続するということですが、今回、西奈良県民センターを閉鎖することで、附帯する駐車場まで閉鎖区域の中に入っていますが、スポーツ公園をそのまま存続するならば、駐車場も一部開放をして、使い勝手のよいスポーツ公園にするべきではないかと思いますが、所感をお願いします。

○東協働推進課長 まず1点目、廃止になり、その後建てかえの予定があるかどうかと、その場合にダンスホールなどの整備をする可能性はあるかというご質問だと思いますが、開館以来、くらし創造部長からも説明しましたように、奈良市で大規模な住宅地開発が行

われた際に、新旧住民の交流や県と住民の交流が必要であったというニーズに基づき西奈良県民センターが設置されたものですが、その後、44年がたちまして、今の状況で申しますと、いわゆる公民館のような利用のされ方をしています。奈良市が周辺にかなり公民館を整備してまいりましたので、あえて県がこの老朽化の跡で同じような施設をつくるかについては、必要ないと。まして利用していただく方の安全性が老朽化のために確保できないとなれば、県としては廃止もやむを得ないのかと考えています。ダンスホール等のニーズについては初めて聞きましたけれども、敷地がそれほど広くありませんので、今もダンスホールではないですが、ダンス、ヨガの練習には使っておられ、ぜひ県のほかの、文化会館や体育館などをご利用いただいて、あえてあの場所でそれをしないといけないかというのは引き続き考えていかないといけないと思っています。目下のところは建てかえは考えていません。

2点目、運動場を引き続き利用しますので、駐車場を設けてはどうかということです。今、西奈良県民センターの駐車場を運動場の利用者にも利用していただいています。廃止に伴いまして、当分の間、駐車場を設けない予定をしています。といいますのは、西奈良県民センターの立地が非常に交通の便がよくて目立つところであり、運動場の利用者だけではなく、ほかの方もどんどん出入りして来られるというおそれがあります。場合によりましては、そこでバスに乗り継いで近鉄電車でお出かけになるという方も現時点で見受けられるようですので、適正な管理を引き続きやることから、現場所での駐車場は当面見合わせたいと考えています。それと、運動場全体の利用としては、西地区、東地区にも公園があり、そちらのほうには駐車場を設けていますので、そちらをご利用いただくことで、運動場としての駐車場の確保はできているものと考えています。以上です。

○佐藤委員 ダンスホールをとお話ししたのは、一つのニーズが存在するという事でお伝えをさせていただいています。少し気になるのに、今回、閉館に至るまでに、次に何をしようということを計画しておくべきであって、閉館をして、その次の計画を1年ぐらいかけて考えますということは、いかがなものかと。閉館するまでに、次はこういったものを考えています、だから閉館をしますという形のほうが時間が有効に活用できるのではないかと思います。というのも、そこを利用されてきたニーズがどこに行くのだろうという疑念があるからです。

そして、駐車場に関してですけれども、今、県の保有資産、遊休地ということで調査をしていますけれども、建物の老朽化に伴う施設の閉鎖で、実はそれを売却するという動き

もあります。駐車場の部分だけ閉鎖をかけて、そこを指定管理者に任せて、期限つきで貸し出すことで賃料収入を得る方法も大阪府では実際にやっています。指定管理者の絡め方においても、維持管理が不正利用があるということで、非常に難しいという話についても、奈良県以外の、特に大阪府では指定管理者をうまく使ったの駐車場運用がされていますので、また後ほどこの件については担当部局とお話をさせていただきたいと思います。そして、1年はということで公園緑地課で検討をされるということでしたけれども、少し期限を早めていただいて、どれぐらいまでに計画を立てるという回答もいただきたいところです。

○東協働推進課長 まず、委員からご指摘のように、次に何をするかはつきり決めてから閉鎖すべきではなかったかということですが、本来はそれが望ましいと思いますけれども、建物の状況を鑑みまして、やはり先に廃止をしていくべきという事情が先行したということです。次の利用については、ご指摘のとおり、公園緑地課と一緒に、土地は都市計画上、都市公園区域にも入っておりますので、協働推進課と公園緑地課がしっかり協議しながら、できるだけ早く方向性を見出していきたいと考えています。

駐車場の部分については、今、今後の土地の利用の検討をしていますので、ご指摘のように、指定管理をうまくやる形で、確保できないかも含めて整理をしたいと思います。以上です。

○阪口委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言願います。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

平成27年度議案、議第87号中・当委員会所管分、議第88号中・当委員会所管分、議第97号、議第101号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、平成27年度議案、議第87号中・当委員会所管分、議第88号中・当委員会所管分、議第97号、議第101号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、くらし創造部長兼景観・環境局長から(仮称)奈良県犯罪被害者等支援条例(案)、奈良県環境総合計画概要(案)、奈良県災害廃棄物処理計画概要(案)について、教育長から平成27年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について報告を行いたいとの申し出がありましたので、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に報告願います。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 くらし創造部長兼景観・環境局から3つの案件についてご報告をしたいと思います。案件が3つありますので、できるだけ簡潔に説明をさせていただきます。

まず最初に、(仮称)奈良県犯罪被害者等支援条例(案)について、ご説明します。

経過についてです。平成26年12月の定例県議会において、犯罪被害者等支援に係る条例制定を求める請願が一部採択をされたことを受けまして、条例制定に向けた検討を行ってまいりました。検討に当たっては、犯罪被害者等の声をできるだけお聞きすることが必要であると考え、学識経験者、犯罪被害者等の支援団体等から成る検討委員会を立ち上げまして、都合3回開催しました。委員からのご意見も伺ったほか、委員外の犯罪被害者及びそのご家族、ご遺族、支援をされている方々からも意見を伺いました。これらの意見等を踏まえた上で、このたび(仮称)奈良県犯罪被害者等支援条例骨子(案)を取りまとめたところです。

骨子案について1、条例制定の背景ですが、生活困窮時の支援対応が不足している等の状況があります。この背景を踏まえて、2、条例の考え方として、犯罪被害者、そのご家族、ご遺族の受けられた被害の早期回復及び軽減を図るために、各機関、団体が協力、連携して犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進していくこととしています。

次に、3、条例の概要ですが、まず、(1)条例の目的、定義、基本理念、各主体の責務等についてです。この条例の総則的事項を示すもので、①の目的から⑧実施状況の公表まで、8つの項目についてそれぞれ記載することとしています。

次に、(2)県の基本的施策についてです。県の施策の基本的な考え方を示すもので、

⑨相談及び情報の提供等から⑩の人材の育成等まで、11の基本的施策についてそれぞれ記載することとしています。

次に、3、条例制定による犯罪被害者等支援のための施策の方向性についてです。県民の関心・支援への理解の促進、犯罪被害者等支援における県の責務の明確化、県が中心となった連携体制の構築、市町村の窓口の充実・強化への支援という4つの施策の方向性によりまして、犯罪被害者等支援のための施策の推進を図ることが被害者等の個人の尊厳が尊重され、再び平穏な日常生活を回復していただくことにつながるものと考えています。

最後に、4、今後のスケジュール（予定）ですが、（仮称）奈良県犯罪被害者等支援条例骨子（案）により、平成27年12月中旬から平成28年1月中旬にかけてパブリックコメントを実施して、その上で条例案を作成し、2月定例県議会に上程させていただく予定としています。以上で（仮称）奈良県犯罪被害者等支援条例（案）についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、奈良県環境総合計画（2016－2020）の概要案についてです。奈良県環境総合計画（2016－2020）骨子（案）によりご説明をさせていただきたいと思えます。

この計画は、平成18年度を初年度とする現計画が本年度で終了することに伴いまして、平成28年度から新たな計画として策定するものです。

1. 計画の位置づけです。本計画は環境基本法及び奈良県環境基本条例等に基づく法定計画であり、本県において誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、景観環境面から県民、NPO、企業、団体、行政等の各主体が積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すものです。

次に、2. 計画の期間ですが、2016年度から2020年度までの5カ年としています。

続きまして、3. 基本理念です。「豊かな自然と歴史との共生、美しい景観と持続可能なくらしの創生」～愛着と誇りの持てる「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築・推進～を基本理念とし、住んでよし、訪れてよしの奈良県の実現に向けて、奈良ならではの美しい景観や持続可能な社会を構築するため、多様な主体が連携、協働するオール奈良による全県的な実践活動が展開され、これらの取り組みが「きれいに暮らす奈良県スタイル」として定着することを目指しています。

次に、4 施策体系（7本柱）です。基本理念の実現に向けて、（1）景観の保全と創造

から（７）人づくり・地域づくりの推進まで7本の柱により、総合的かつ計画的に推進をします。これらの施策体系の概要は、記載のとおりです。

続きまして、5重点プロジェクトですが、「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進プロジェクトを重点的な取り組みとして位置づけ、大和川のきれい化、奈良らしい景観づくり、奈良モデルによるごみ減量化の3つの事業を推進するものです。

最後に、計画の推進です。PDCAサイクルによる点検評価を行い、市町村、関係機関等との情報共有を図りながら、広く県民の皆様へ情報提供に努めてまいりたいと考えています。

なお、2枚目には、7本柱の施策・事業体系を記載しています。

今後、12月下旬ごろからパブリックコメントを実施し、平成27年度末を目途に策定、公表する予定としています。

以上で奈良県環境総合計画概要案についての説明を終わらせていただきます。

次に、奈良県災害廃棄物処理計画の概要についてです。奈良県災害廃棄物処理計画骨子（案）についてご説明させていただきます。1策定趣旨です。本計画は、大規模災害時に発生する災害廃棄物を計画的に処理するための基本的な方針を示し、国、県、市町村等が情報を共有することにより、各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備等の促進、市町村における災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的としています。

次に、2基本的事項についてです。（1）災害廃棄物発生量の推計では、平成16年度に取りまとめられた第2次奈良県地震被害想定調査報告書において最も被害が大きいとされている奈良盆地東縁断層帯地震を想定し、最大で約1,700万トンの災害廃棄物が発生すると推計しています。

（2）の処理機関の設定、（3）必要処理能力の推計等については、東日本大震災の事例等を参考にして、最大でも3年以内の処理完了を目指し、そのために必要となる処理体制や処理能力の規模等を推計をしています。

次に、3災害時の対応方針についてです。（1）最大規模の災害時の災害廃棄物処理フローでは、県が主導的役割を担い、市町村、関係機関等との連携のもと広域的な支援体制を構築し、初動期、応急対応期、復旧・復興期の各段階において、できる限り円滑かつ計画的な処理を行うとして、基本的な処理工程をまとめています。

（2）県災害廃棄物対策本部の体制及び（3）広域支援体制の構築においては、県災害対策本部のもとに、災害廃棄物対策に特化した記載の本部体制をとることとし、県内のみ

で処理が困難な場合には、国及び他府県等に協力、支援を要請し、広域的な処理体制を構築するとしています。

最後に、4大規模災害に備えた取り組みについてです。大規模災害時に、災害廃棄物に迅速に処理するためには、平常時からの備えをいかに進めていくかが課題となってまいります。この取り組みを通しまして、本計画の実効性を高め、内容を進化させていくことが重要と考えています。そのため、平成28年度から県と市町村による奈良県災害廃棄物対策連絡会を設置して、県、市町村合同の教育、訓練を実施するとともに、本計画では解決するに至っていない災害廃棄物の仮置き場の確保対策等の検討にも取り組んでまいることとしています。また、他府県等との広域の相互支援協定の締結に向けても、積極的に取り組むこととしています。

本計画についても、先ほどの奈良県環境総合計画と同様、平成27年12月下旬ごろからパブリックコメントを実施し、平成27年度末を目途に策定、公表することとしています。

以上で奈良県災害廃棄物処理計画概要（案）についての説明を終わらせていただきます。以上です。

○吉田教育長 過日に県議会議長に提出をし、議員の皆様にお配りをした県教育委員会の点検評価報告書についてご説明をさせていただきます。

教育委員会では、平成20年度より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行っています。今年度も、昨年度の事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行い、この報告書を作成しました。

平成27年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書2ページ、点検・評価の概要として、目的、実施方法等を記載しています。点検、評価の実施に際しては、学識経験者の知見を活用することが義務づけられていますので、6名の委員による教育評価支援委員会を開催して、その意見などを参考にさせていただきました。

3ページ、県教育委員会の活動状況として、年間19回にわたって定例教育委員会の開催状況を記載しています。なお、定例教育委員会の会議内容については、会議録と資料を教育委員会のホームページに掲載しています。

4ページ、教育委員の研修状況等の活動状況を示しています。平成26年度は、教育委

員会所管事業の実施状況や教育現場の状況を把握し、また本県の教育施策の参考とするため、県内8カ所、県外4カ所の学校施設を視察するとともに、各校の先生方と意見交換を行いました。

5ページからは、平成26年度に実施した教育施策についての点検、評価の結果を記載しています。1施策の体系に示しているとおりに、教育委員会が実施をした施策を学習意欲の向上を初めとする15の施策に分類し、それぞれを評価単位として点検、評価を実施しました。

6ページから35ページにわたっては、先ほど説明しました15の施策について点検、評価をした内容を施策評価シートにまとめ、掲載をしています。各シートでは、施策の目標、目標の現状、平成26年度の取り組み状況の評価と平成27年度の主な取り組みを示しています。施策の評価に当たっては、全国的な調査等から目標の現状を明らかにするとともに、各事業の成果指標等の経年の動きをお示しし、今後の主な取り組みとして次年度の取り組みを記載しました。

36ページ、37ページには、先ほどの教育評価支援委員会からいただいた意見などを記載しています。いただいたご意見を参考に、今後もの確な点検、評価の実施に努め、より効果的な教育行政を推進してまいりたいと考えています。

なお、この報告書については、速やかに教育委員会のホームページに掲載し、公表します。また、各市町村教育委員会へ報告書を送付するとともに、各学校にもお知らせをします。県民お役立ち情報コーナー7カ所にも配置することにしてあります。以上です。

○**阪口委員長** ただいまの報告、またはその他事項も含めて質疑があればご発言願います。

○**藤野委員** 今、教育長から、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の報告をいただきました。少し気になる点、あるいは改めてお聞きしたいところがありますので、質問を行います。

まずは、10ページ、家庭・地域の教育力の充実（地域）で、11ページの今後の主な取り組み、「地域と共にある学校づくり」の推進～県立学校～とあり、趣旨等々書いていますが、具体的に各市町村においてどのような取り組みが今現在行われているのか、お聞きします。

続いて、12ページ、規範意識、社会性の向上にある県立高校生による社会参加活動の実施で、13ページの主な取り組みに趣旨、目的等を書いていますが、今、県立高校や各地域においてどのような参加、取り組みをされておられるのか、お聞きします。

続いて、同じく12ページ、規範意識、社会性の向上の中で、気になるところが目標の現状で、小学校、中学校の児童の意識で学校のきまり、規則を守っているというところが、全国平均よりかなり低い数字がグラフとしてあらわれていますけれども、この規則、きまりを守るという取り組みとして、奈良県としては今現在どのような取り組み方をされておられるのかお聞きしたいと思います。

それとスクールカウンセラー活用事業で、奈良県のスクールカウンセラーの配置状況、あるいは近畿6府県におけるカウンセラーの設置状況と奈良県の状況はどうなのかもあわせてお聞きします。

続いて、20ページ、学校の組織力の向上で、公立学校教員の年齢別構成状況がグラフとして示されておりますが、20歳から24歳の380名というかなり低い数字が、今後どう推移をしていくのかが少し気になるところです。そういった意味においては、ミドルリーダーの養成やディア・ティーチャー・プログラムの実施等々が行われていると思っているのですが、特にこのミドルリーダー養成研修講座について具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、非常勤講師の配置で、奈良県はどういう状況なのか、お聞かせください。

続いて、22ページ、学校教育の情報化推進です。ここは、ほかの委員も質問されるということで、私からも1点、耐震化や学校のさまざまな改善に向かつての取り組みをされておられるので、予算的に大変厳しい状況というのはよく理解をしています。今後のIT化のさらなる推進に伴って、小学校、中学校、特に中学校、あるいは高校も含めてですけれども、ITに関してさらに整備を進めていく必要があると思います。ここは当然、県教育委員会もそのように思っておられたらいいと思うのですが、当然、整備率が低ければ、それに対応する方々も少ない、あるいはその方々が少なければ、いわゆる能力も全国平均を下回るというのは、全てついて回る話なのですけれども、やはりさらに推進、整備率を上げてもらう、あるいは整備に向けての推進を図っていただきたいと思いますが、その決意、表明をお聞かせいただきたいと思います。

最後に24ページ、キャリア教育の充実です。ここはもう教育委員会に今年度の進路状況等々についてお聞きしました。平成26年以上にかなり充実を図られてるということで、ここは要望とさせていただきます。進路指導の先生方に、子どもたちのさらなるサポートを県教育委員会が全力を挙げて、キャリア教育、進路指導に向けて取り組んでいただきたいと、要望にかえさせていただきます。

以上の点について、まずお聞きいたします。

○筒井人権・地域教育課長 地域とともにある学校づくりの具体的な活動内容についてのお問い合わせです。地域とともにある学校づくりの目的は、学校、家庭、地域が協働して子どもの規範意識や社会性の醸成など、学校だけでは克服することが難しい子どものさまざまな教育課題の解決を図ることです。そして、地域の教育力を高めていくということです。

取り組みの具体的な内容ですが、各学校において、学校、家庭、地域の人が話し合う仕組みづくりをつくり、子どものために3者が協働する体制を整えること、そしてその協働のもと、子どもたちの課題解決につながるさまざまな活動を行うことです。

各学校、各地域の具体的な活動内容ですが、1として、学習支援の活動です。これには、実習補助、総合学習でのゲストティーチャーを招いての支援、放課後や土日に行われるものもあります。2点目として、例として、環境整備活動、3つ目として登下校の見守り活動、4つ目として学校行事への支援、5点目としてクラブ活動、読書活動等の特別活動の支援、6点目として地域行事等、祭りやイベントなどの活動、さまざまなことを行っています。以上です。

なお、県立学校においても同様に、このような取り組みを現在進めているところです。以上です。

○西上生徒指導支援室長 高校生の社会参加活動について、また児童生徒のきまりを守ること、規範意識についてのご質問、またスクールカウンセラーの配置の状況についてのご質問にお答えします。

1点目の高校生の社会参加活動ですが、県教育委員会では、高校生が奉仕等の自主的な活動、積極的な社会参加活動を通じて、みずからのあり方、生き方を考えさせるとともに、思いやりのある豊かな心の育成を図るために、平成2年度から高校生社会参加活動推進事業に取り組んでいます。これは、県内の全ての県立高等学校及び特別支援学校が、具体的に申し上げますと地域の公共施設の清掃活動、献血やさまざまな募金活動、乗車マナー、交通安全の啓発活動、挨拶運動、地域の幼稚園や福祉施設等との交流活動などに取り組んでいます。平成26年度には、合計1,150件の取り組みの報告をいただいているところです。この活動に対して、県教育委員会では高等学校長協会、生徒指導研究協議会とともに啓発ポスターを作成して、各学校、関係機関に配付して、活動の推進に努めているところです。

加えて、県教育委員会では、各学校が取り組む活動に使う消耗品の購入補助も行っています。

2点目の学校の規則を守ること、規範意識の向上に向けた取り組みについてのご質問かと思えます。これについては、一例を申し上げますと、子どもたちの規範意識や生活習慣の改善に向けて、家庭における基本的な生活習慣の向上、規範意識の芽生えを養うために、県内全ての幼稚園や保育所の3歳以上の子ども、保護者を対象にしたおはよう・おやすみ・おてっだい約束運動を平成21年度から実施しています。今年度からは名称を変更して、元気なならっ子約束運動と変えて取り組んでいます。

また、平成23年度からは県内の国公私立全ての高等学校の生徒会の代表が集まって生徒会連絡会を組織して、統一的な社会参加活動、貢献活動等を行い、具体的には、震災への支援、県内なら台風12号の被災地でのボランティア活動等々を通じて地域社会の一員であるという自覚を深め、自己有用感を高めることを通じて規範意識の醸成を図ることを目的にして取り組んでいるところです。

平成26年度からは、地域ぐるみで取り組む小・中・高校生の規範意識醸成事業として、今申しあげました高校生の生徒会活動を地域の小学校や中学校と連携した事業にも取り組んでいるところです。そのようなことを通じて子どもたちの規範意識の醸成を図っているところです。

スクールカウンセラーの配置です。本県のスクールカウンセラーの配置は、平成27年度は県内104校全ての公立中学校に配置するとともに、県立高等学校にはさまざまな事業を使って、国の補助事業では6校ですが、そのほかの事業も含めると11校に配置しているところです。近畿6府県の各状況については、現在持ち合わせていませんので、改めてご報告したいと思います。以上です。

○塩見教職員課長 公立学校教諭の年齢別構成状況を踏まえたミドルリーダー研修の状況と、非常勤講師の配置と、21ページの免許外教科担任解消のための非常勤講師の配置ということによろしいでしょうか。

○藤野委員 はい。

○塩見教職員課長 1つ目から回答させていただきます。平成27年度の公立学校正規教員の年齢別の割合ですが、20代が20.2%、30代が19.8%、40代が17.6%、50代以上が42.4%となっています。ここ数年の退職者数は、平成25年度は475名、平成26年度が519名、平成27年度見込みが511名となっています。一

方、採用者数ですが、平成26年度が443名、平成27年度が432名、平成28年度見込みが399名となっており、教職員の大量退職、大量採用は続いている状況です。グラフを見ていただきますとわかりますとおり、50歳以上と、20歳代の層が非常に多くなっており、フタコブラクダのような状況になっています。こういう中で、やはり真ん中の層のミドルリーダーの育成が大事だと認識しています。豊かな教職経験を有する教員の知識や技能等を若い世代に継承するとともに、今日的な課題や新しい教育観、指導技術等を習得し、学校運営を支える役割を担うミドルリーダーの養成を図ることが喫緊の課題だと思っています。

ミドルリーダー養成研修講座の中身ですが、平成24年度より開始しており、組織的な学校運営を図るために、経営の課題や教育課題等に関する研修を通してミドルリーダーに必要な資質能力を培い、学校経営に参画できる人材を養成するということで、現在、第4期をやっているところです。平成27年度、平成28年度、2カ年でやる研修ですが、第4期は平成27年度、平成28年度で15名という状況になっています。

それから、免許外教科担任解消のための非常勤講師ですが、免許外担任許可制度について、これは中学校、高等学校、特別支援学校の中学部、高等部において、教科に相当する免許状を所有する者を教科担任に採用することはできない場合に、校内の他の教科の免許状を所有する教諭等を1年限りで免許外の教科を担当させることができる制度でして、へき地等の生徒数の少ない中学校で全ての教科に対応した教員を配置することができない場合等に、校内の適任者を校長及び教諭等が県教育委員会に申請して許可を得ることで配置しています。

この免許外教科担任解消のための非常勤講師の配置状況は記載のとおりで、平成27年度については、22件となっています。以上です。

○大西学校教育課長 22ページ、学校教育の情報化推進についてのご質問です。県立高校においては、コンピューター1台当たり生徒数が何人かと表していますがけれども、奈良県の場合は5.5人に1台になっており、全国平均は、5.0人に1台であり、全国より少し低い状態でこのところ推移しています。今後も全ての県立高等学校を対象にICTを活用した教育のより一層の推進を図る、県立学校情報化推進事業を実施して、教育用のハードウェアとソフトウェアの整備を進めていく所存です。

教員の校務用コンピューターの整備率についても、本県においては69.7%で、先生方1人1台にはない状況ですので、このことも含めて整備を検討してまいりたいと考えて

います。

教育委員会として、コンピューターをそろえるだけではなくて、活用能力の向上も図らねばということで、その支援を行うために、これまでから教育研修における研修の実施もしており、平成27年度からICT支援員を設置して、各校における研修の支援等を実施しています。以上です。

○藤野委員 学校教育の情報化推進ですけれども、今後さらにその推進を図っていただきたい。今、さまざまな取り組み、おっしゃっていただきました。今後、予算の充実も大いに教育委員会事務局におっしゃっていただいて、情報化推進をさらに加速化させていただきたいと要望します。

続いて、年齢別の構成状況で、少しいびつな形となっています。これは少子化、子どもの数の問題もありますからいたし方ない部分でありますけれども、しかしながら、ミドルリーダーの養成、経営課題や、教育課題等に関する研修を通してさまざまな取り組みを行っていることも承知しています。さらにこういった研修を重ねながら、少ない部分のミドルリーダーの方々の養成をさらに高めていただきたいと要望させていただきます。

続いて非常勤講師の配置、これも理解をしました。非常勤講師は、現場の先生方にお聞きしますと、案外評価の高いところがあります。本来なら非常勤ではないところがところどころですけれども、一人でも多くの方々が学校に携わっていただくことは子どもたちの教育にとってもいいことだと思いますので、さらに引き続きのご支援をお願いしたいと思います。

戻りまして、家庭・地域の教育の充実の地域の部分ですけれども、さまざまな取り組みをお聞きしました。今まで学校、家庭という部分での取り組みの中にさらに地域を取り入れていくと、地域の連携を図っていきながら、地域が学校に入り、学校が地域に入っていく中で、子どもたちのさまざまな活動については地域もしっかりと見守っていくという取り組み。さらに市町村と連携を図りながら、市町村とさまざまな情報共有をしながら取り組みを進めていただきたいとお願い申し上げます。

規範意識、社会性の向上の学校の規則、きまりを守っている部分についての答えをいただきました。学校だけに限らず、幼少時から家庭での啓蒙啓発が非常に大事になってくるかと思います。おはよう・おやすみ・おてつだいの取り組みを幼稚園からされておられるとお聞きしました。また、小学校の低学年からの家庭に向けての学校の発信も、さらに強めていただきたいとお願いしたいと思います。

県立高校生による社会参加活動の実施についてなぜあえて申し上げたかと申しますと、地元の大和中央高校の生徒たちが、近鉄筒井駅前のお祭りで、大和中央高校というジャンパーをつくってお祭りに参加されているのです。正直申し上げて、余り評判がよろしくなかった。通学路にごみは出すし、先生がかなり清掃活動をしておられたのですが、一部の生徒がジャンパーを着ながらお祭りにいろいろお手伝いをする、一部のブースを出すことで、地域の活動に参加されておられて、地域が逆に見直していくという。大和中央高校の生徒、なかなか頑張っていると、いいなという評価を受けているので、これはいいことだと。各学校で、各地域とそういう取り組みをどんどん行ってほしいと思いますので、あえて申し上げたところです。各学校にそのようにお伝えいただければと思います。

最後に、1点、スクールカウンセラーですけれども、平成20年度のデータですけれども、近畿各府県に比べて、奈良県は非常にスクールカウンセラーの数が少ない、中学校で104校、高校でしたら11校ということですが、近畿各府県のスクールカウンセラーのデータ、資料があるならば、私だけでなく皆さん方にも配付をいただけたらどうかと、委員長にもお願いしたいと思います。いじめ、不登校も含めて、スクールカウンセラーの設置やスクールカウンセラー活用事業というのは非常に大事な部分ですので、そういう推進もお願い申し上げたいと思います。

最後に1点だけ、お聞きします。先般、代表質問で民主党の猪奥議員が質問された性的マイノリティーへの理解促進についてで、現場の先生方のさまざまな研修云々という答弁がありましたが、校長先生や教頭先生の管理職、やはり管理監督の指導の立場の研修が非常に大事であると思いますので、現在、管理職への研修等々についてはどのようになっているのか、1点お聞きします。

○筒井人権・地域教育課長 性的マイノリティーに対して学校の管理職に対する研修というご質問です。本会議の教育長答弁にもありましたように、学校現場の性的マイノリティーの対応は、教育現場においても大変重要な課題と受けとめています。性的マイノリティーとされる児童生徒、あるいは成長過程の一時期に自分の性や性的指向に違和感を持つ児童生徒が、いじめに遭うことなく自己の存在を肯定的に捉え、安心して学校生活を送れるよう学校現場の理解促進を図るとともに、学校の環境づくり、雰囲気づくりを進める取り組みを進めています。学校の環境づくり、雰囲気づくりにおいては、全教職員が正しい認識を持つことは当然ですけれども、管理職の役割が大変重要と認識しています。このため、性的マイノリティーの問題については、教職員を対象とした研修会に加えて、平成27年

年5月に実施した管理職研修、管理職の人権教育研修講座においてもこのテーマを取り上げたところです。今後も管理職を初め、全職員の理解促進のために取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○藤野委員 さらにその取り組みをお願いしたいと思いますし、また、性的マイノリティー等々でいろいろ悩みを持っておられる子どももおられます。先ほど申し上げたように、カウンセラーという非常に大切な位置づけの中での取り組みがありますので、この推進をさらに行っていただきたいと。先ほどお願いした資料もあわせて委員長からお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○阪口委員長 藤野委員から資料提供の要求がありましたけれども、担当課で提供をお願いします。

○岡委員 3点ほどお話をしたいと思います。まず1点は、先般、マスコミ報道をされていましたが事実関係はよくわからないのですけれども、奈良北高校で大変かわいそうな事案がありました。高校1年生の生徒がお亡くなりになったということを聞いています。亡くなった方には大変心からご冥福をお祈りしたいと思いますと同時に、ご家族の方にも本当につらい思いをされていると思いますので、県教育委員会も十分なフォローをよろしくお願いしたいと思います。

さて、この件についてですが、まだ詳しい調査が多分終わっていないでしょうからなかなか難しい課題とは思いますが、この件も含めて、日ごろこういう生徒の命を守るという対策について、学校の管理の状態というのか、目配りはどうなっているのかを今の段階で、事件のことももし踏まえてお話しできることがあれば、お願いしたいと思います。

それから、2点目は、先ほどの藤野委員の質問にも少しかぶる部分があるのですが、免許外教科担任というのが今、奈良県の場合非常に話題になっており、先般もへき地教育の懇話会の中で、このことが大変大きなテーマとなったわけですが、聞いている範囲では、かなり以前からこの話題がずっと続いているわけです。

結論からいうと、先生がいないということでおっしゃっているわけですが、やはりそれですと押し通せるものならばいいのですが、なかなかそういうわけにいきません。教育する側からすれば、それに必要な先生をきちんと用意する、これは県教育委員会の責任であろうかと思いますが、全国的にどうなのか、よく知りませんが、免許外担任の話について、解消に努力されてやっていることはわかっているのですが、県

教育委員会として、基本的にこのことの認識、対策を、今の非常勤講師をあてがって、何とか回せばいいというレベルで行くのか、もう少し根本的にそういう先生を育てるところから何か手が打てないのかということも含めて、お考えがあればお尋ねしたいと思います。

それから、3点目は、先般、文教くらし委員会で特別支援学校の視察もさせていただきましたし、いろいろな場面で特別支援学校について取り上げさせてもらっています。まず一つここで確認したいことは、特別支援学校の施設整備の中で、問題点が幾つか聞いていますけれども、今、教育委員会として把握している特別支援学校における課題がどんなものがあるのか。例えば大淀養護学校の場合ですと、最近生徒数が非常に急激にふえてきていると。教室もさらに拡大しないといけないかもわからないということもどうやらあるようです。そういうことも含めて、課題、今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○西上生徒指導支援室長 県立奈良北高等学校であった生徒の転落事象についてご説明させていただきます。

去る12月4日午前11時30分ごろ、当該生徒が学校の北側駐輪場付近で倒れているところを職員が発見し、直ちに救急搬送をし処置を受けましたが、同日の夜10時ごろに亡くなっております。現段階でわかっているところですが、同校では2学期末の考查中でした。本生徒が3限目に当たる考查中にトイレに行きたいと申し出て一時退室し、教室が4階でしたが、その4階のトイレの廊下の前の窓から転落をした模様と見られます。また、その後、付随して現段階でわかっていることですが、その当該時間の休憩時間中に数名の生徒と本生徒の間で不正行為の疑いについてのトラブルがあったと、当該時間考查の回答用紙の裏面に自分の思い等々がつづられています。

県教育委員会としましては、発見から10分、15分ごろで一報を受けましたが、直ちに指導主事2名を派遣して、対応への支援、助言、情報収集に現在も当たっているところです。翌週になりますが、12月7日から、スクールカウンセラーを緊急派遣して、当該校の生徒及び保護者、教職員の心のケアに努めているところです。7日には県内の国公立の高等学校長が集まる会がありました。そちらに緊急に出席して、今申し上げた事象の概要を説明しながら、同様の事象が起こらないよう、各校の取り組みの体制、点検を指示伝達したところです。

今後、各高等学校の生徒指導担当者を対象にした緊急会議を持って、具体的にその指示伝達内容の徹底を図っていきたいと思っています。

また、先ほど申し上げたような事象の背景がありますので、いじめ防止対策推進法に規

定されている重大事態と捉えて、本県で条例設置している県立学校いじめ問題調査委員会による調査を進めたいと準備を進めておるところです。以上です。

○塩見教職員課長 免許外教科担任解消のための非常勤講師の配置の件ですが、もっと根本的な解決策はないのかというご質問です。先ほど藤野委員からもご質問がありました。平成27年は、22件と申し上げましたが、再度確認しましたら23件ということで、訂正させていただきます。

免許外担任の件ですが、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律により配置教員が決められています。どうしても過疎地域の学校というのはクラスが少なくなりますので、その配置の教員についても数が少ないということになります。中学校の教科の数に比べて法による教諭の配置が少ないということで免許外教科担任ということが出てくるのですけれども、本県においては、小規模中学校における免許外教科担任の解消のために、平成7年度から免許外担任解消のための非常勤講師を配置しています。また、複数教科の免許状所持教員の配置や小・中学校の兼務にも努めているところです。さらに平成25年度にはへき地において複数の村の複数の学校を兼務する常勤講師を配置するモデル事業に取り組み、平成26年度からは、その成果をさらに広げるため複数市町村によるへき地学校教員共同設置補助事業を立ち上げ、免許外教科担任の解消に向けた取り組みを行っているところです。平成27年度もこの事業を継続して対象市町村を拡大している状況です。以上です。

○大西学校教育課長 特に県立の特別支援学校における課題でご質問かと思えます。

特別支援学校については、現在、障害をお持ちの生徒の数が非常にふえてきており、過密の現象にある学校があるということ、それと、障害の重度化、重複化という問題が上げられるかと思えます。また、それに伴って、施設の問題が付随してくるかと思えます。それに加えて、障害を持っている生徒が自立できる形で、特に共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育を進めていくことが課題であろうかと思っています。

個々の学校の課題については、地域の問題や、個々の生徒の状況に合わせてという形で適切な指導及び必要な支援が行われるように現在取り組んでいるところです。

施設については、学校支援課と連携しながら進めてまいりたいと考えているところです。以上です。

○香河学校支援課長 特別支援学校における施設の課題についてですが、県立学校共通ですけれども、1点は老朽化の問題があります。以前、委員からもご指摘をいただきました

例えば大淀養護学校でしたら、建築年度は昭和49年、昭和50年となっていますので、もうかなりの年数がたっているという部分があります。老朽化に伴うもろもろの改修工事については、毎年、各学校からヒアリングを行い、必要箇所について、老朽化の度合いや、危険度等の観点から毎年度の対象箇所の選定を行っています。

学校施設を含む多くの県有施設の老朽化が見込める中ではございます。県では、経営的な視点で既存施設の有効活用、資産の最適化を図るファシリティーマネジメントを推進しています。県教育委員会としても、中長期的な視野に立って、施設全体の整備需要等の把握と、適正な整備の確保に今後も努めてまいりたいと考えています。

○岡委員 まず最初に、特別支援学校について再度お尋ねしたいと思いますが、先ほど大きく3つ学校教育課長から課題を申されましたけれども、基本的にはそう認識しています。前にも代表質問でそのことについては取り上げさせてもらいました。今、県教育委員会は、大変力を入れていろいろと苦勞されていることをよく存じており、感謝申し上げたいと思います。ただ、特別支援学校については、特に体調が、健常者でないというのですか、温度の適応が十分でない方がいらっしゃいます。そういうことを人道的にも十二分な配慮をすべきではないかと思うわけです。

実はここへ来る前に、大淀養護学校の校長に電話して、ここ2～3日冷え込んでいますがどうですかと聞いたら、幸いアスベストの工事が終わった後、暖房運転に入っているようですけれども、17度から25度の間で動いていますということで、今のところは極端に冷えが悪いということはないのですけれども、まだ今暖かいですので、これから先、不安ですとおっしゃっていました。校長にもお願いしたことは、やはり細かい温度チェック、できたら湿度もチェックする、例えば昔、学校へ行ったら教室の中に必ず温度計というのがありました、温度と湿度が常にわかるようになっていました。今されているかどうか知りませんが、簡単なことですけれど、管理者がみずから環境に目配りする手を打ってほしいと思います。

それと、特に体調のよくない生徒のいらっしゃるところについては、特別の配慮をしてほしい。校長先生のお話によりますと、県教育委員会もいろいろと考えてくれてるようには聞いていますが、予算措置がまだ決まっていなくて聞いていますと。何とか早くしてほしいという要望も申されておりましたので、この冬に本格的な対策が間に合わないにしても、この冬の様子を見た上で、やはりこれはどうしてもしなければならないという場合は、来年の冬までには手を打てるように。いつも大体おくれるのです。新しい予

算を組んでも、正月が明けて、そろそろ春が来ようというところに工事に入るなども今まであったようですので、暖房は特に寒くなる前にするのが意味があると思いますので、ぜひとも大淀養護学校についてはよろしくお願ひしたいと思います。

免許外担任の話ですけれども、確かにへき地は特に今、本当に困っているのです。へき地の学校の先生方にこの間も話を聞きましたけれど、講師で間に合わせながら、また兼務させながら、いろいろな知恵を使って何とか急場をしのいでいただいていることをよく存じ上げております。しかし、これがいつまで続くのかどうか心配です。やはり根本的には何か知恵を絞って、場合によっては、文部科学省にも要請して、特殊な地域性というのがあるわけですから、特別な配慮をお願いするなどもあっていいのではないかと思います。

先ほど先生の採用予定数も出ましたけれど、この間、財務省が発表したことに基づいて多分そういうことを計画されていると思いますけれども、基本的には学校の先生を、急に、生徒が減るからすぐ減らしたらいいのだという発想はいかがなものかと思っていたのです。今は昔と違って、先ほどの話ではないですけれども、学校のいろいろな事案が起こりますから、きめ細かく生徒たちを指導していく上において、やはり人材も大変要るのではないかと先生の数も急激に減らしてはいけないと思っています。国との、財政との関係がありますので、県単独ではどうこう言えないかもしれませんが、慎重にやってほしいと。先生の数については、くどいようですけれども、慎重にやっていただきたいと思いたしますので、国にもしっかりと要望していただきたいと思いた。

それから、最後に、先ほどの事件ですけれども、恐らくこれからいろいろなことが調査されて出てくるのではないかと思います。いずれにしても思いたことは、命の大切さとよく言いた、県教育委員会はいつも命の大切さを教えることがまず第一だと最近、事あるごとにおっしゃっていますけれども、それがまだまだ子どもたちに響いていない、伝わっていないという面もあるのではないかと思います。子どものときにいろいろな、いじめたりいじめられたりされながら育った記憶がありますけれども、心をたくましく育ておれば、そこまで思いた詰めることもないということも事実あろうかと思いた。子どもというのは日ごろの環境の中で考え方は醸成されるわけですので、たくましく生きる力、命を大事にする教育を本当にしっかりとやっていただきたいと強く要望しておきたいと思いた。以上です。

○佐藤委員 先ほど教育長から報告書を受けまして、岡委員と藤野委員からも話がありましたので、重複する部分は割愛したいと思いた。

それ以外にお伺いしたいことがあります。子宮頸がんワクチンの副反応についてです。9月定例県議会の一般質問において、藤野議員からも問題提起がありました。2013年の9月定例県議会になりますが、松尾議員からも子宮頸がんワクチンについて言及されています。ワクチン接種後、3年もして発症している事例が確認され、また、症状が重症化するケースも報告されています。医療の分野においては、ようやくその対応の兆しが見えてきていますが、教育現場、県教育委員会としてはどう向き合っていくのか、そして、今日に至るまでに事前に通達させていただいている件について、進捗状況をご報告いただけませんか。

2点目、食育についてです。先日、僧籍にある方とお話をさせていただき、少しはっとさせられることがありました。それは、外食をしている親子連れであろうがカップルであろうが、大人がまずいただきますを言っていない。特に居酒屋、ファストフード店などで物が出てきたときに、いただきますと言っていることはほぼ皆無と言っても過言ではないと。一体何に対していただきますなのか、何に対して、どうしてごちそうさまであるのか、そういった観念的なところがやはり食育、この中で観念的なところを教えたほうがいいのではないかというお話がありまして、自分も周りを見たとき、自分自身を見たときに、確かにこれは必要だと再確認しました。そのことについてご意見をいただけませんか。

そして、3点目です。くらし創造部から出されております奈良県犯罪被害者支援条例の案についてです。未成年者の、特に就学をしている生徒が性犯罪に巻き込まれたとき、もしくは犯罪を犯してしまったとき、県教育委員会としてはどのようなかかわり方を、この条例案としてはかかわりを持つのでしょうか。その点をお聞かせください。以上です。

○沼田保健体育課長 子宮頸がんワクチン接種の副反応による健康被害と思われる児童生徒への対応についてです。子宮頸がんは、唯一予防できるがんとして平成22年11月26日から平成25年3月31日までの間、各市町村が国の補助金等を活用し、子宮頸がん予防ワクチンを小学校6年生から高校1年生を対象に積極的な接種勧奨を行い、本県では対象者5万2,305人のうち2万3,166人が接種をしました。現在のところ、県立高校4校で4名の生徒が副反応被害、あるいは疑いの診断をされており、それぞれの学校と保護者が連携をし、学校生活への支援を行っているところです。

副反応は、接種直後だけでなく数年たってからあらわれることもあり、健康被害がワクチン接種が原因であると本人や保護者、教職員が気づかず、学校生活への支援がおくられて

いる場合もあると考えます。児童生徒への支援を充実させるためには、教職員がワクチン接種による健康被害等に関する知識を深めることが重要であり、県教育委員会では、県立及び私立学校校長会において支援の必要性について理解を求めるとともに、平成28年1月12日と14日に県内国公立学校の管理職及び養護教諭を対象とした研修会の開催準備を現在進めているところです。この研修会を受けて、各学校では校内研修会を実施し、学校生活でのさまざまな面で適切な支援が必要なこと等の共通理解を図るとともに、健康被害を持つ児童生徒の把握、そして学校生活への支援体制への構築に結びつけたいと考えています。以上です。

○大西学校教育課長 食育にかかわって、いただきます、ごちそうさまといった感謝の心を育てる教育について申し上げます。学校においては、命のかけがえのなさなどについて、子どもたちがさまざまな学習や経験の中で実際に気づいたり感じたりすることを振り返って、また、お互い話し合うことなどを通して感謝の心や命を大切にすることを育んでいます。こうした学習はさまざまな教科や特別活動などの教育活動全体を通じて行っています。

小・中学校においては、特に週に1時間、道徳の時間が設定されており、この道徳の時間での話し合いを中心に教育活動全般でこの感謝の気持ち、生命尊重の大切さなどについては指導しているところです。

委員がお述べのように、食の視点から生き物の命の大切さ、感謝の心を育むことはとても大切なことだと考えており、平成25年度に県教育委員会が作成した、小学校中学年を対象としたオリジナル教材「いただきます」があります。これは、県内にある屠畜慰霊碑を取り上げて、食物として自分たちの命を支えている生き物や、暮らしを支えるためにさまざまな仕事をしていただいている人々への感謝の心を育むことを狙いとしてつくったものです。全ての小学校に配布して、道徳の時間などで活用を促しているところです。

また、動物と実際にふれあうことを通して、命の温かさや尊さを実感し命を大切にすることを育むことができるように、平成23年度から、うだ・アニマルパークにおいて、多くの子ども、保護者、地域住民が参加するフェスティバルを行っています。今年度も10月24日、25日の土日に実施をして、6,230人の参加がありました。このフェスティバルの中で、県内3小学校が動物を通して命の大切さや感謝の心を学ぶ学習モデルの発表をしています。「いただきます」に象徴される命を尊び感謝する心というのは、豊かな人間性を育む上で欠かすことのできない大切なものであり、今後も道徳教育を初め、学校におけるさまざまな活動を通して命を大切にすることを児童生徒に育むよう指導を

進めてまいる所存です。以上です。

○西上生徒指導支援室長 未成年、特に児童生徒の性犯罪に関する被害、また、その犯罪を犯した場合にということで、まず被害となった場合ですが、もちろん個別事象によりさまざまな対応があるかと思いますが、本人及び保護者の意向を十分に踏まえながら、本人の心及び体のケアに当たるために学校、医療機関、警察等々とともに支援していくのが基本と思っています。

また、犯罪を犯してしまった場合ですが、もちろん法による一定措置を受けるわけですが、その後の本人の立ち直りを、保護者はもとより警察、保護司等関係機関等と連携を図りながら、本人の将来を見据えた立ち直りの支援に努めていくことが基本と考えています。以上です。

○佐藤委員 子宮頸がんワクチン、実は過去にも問題提起はありました。その後、行政にかかわる者の立場として、知らない者がいないぐらい知っていたはずですけども、実はその症例についてはどんどん重篤化している。その再認識をする時期が来ているのではないかと。例えば、全国に被害者の会の方がユーチューブ等、症状の事例をアップしていると。それを関係してる人間に見せると、このようになっているのですかという意見が本当に多く寄せられています。手のしびれ、体のけいれん、単にこの程度の震えではなく、飛んだりはねたりと、我々の想像を絶する現状がありましたので、先日、県教育委員会で会合があるということでDVDを提供したのですけれども、やはり百聞は一見にしかずということもありますので、ぜひそういうツールを使って、被害者になってしまっている少女たちが一番心に傷を負っているのは、実は体がつらい、傷みは我慢できる、でもわかってもらえない、自分たちの思いが伝わらないことについて物すごく心に傷を負ってしまっている。行政にかかわるべき立場の人間が、これから就学どうしよう、在学どうしよう、進学どうしよう、就職どうしよう、結婚どうしよう、道が見えなくなってしまう事などに道しるべとなって、しっかりとその姿を、道を示していけるように、まずは知ること、ここから始まることだと思っています。先ほど報告をいただきました研修については、継続して行っていただきたいという願いを改めてしたいと思います。

そして、食育についてですけども、学校の先生についてもいま一度投げかけをしていただきたいと思います。皆さんもファストフードや外食しているときにいただきますと言っているかと思ったら、少し首をかしげたくなることはあるかと思っています。やはり日ごろの積み立てによって、感謝というものは形成されていきますので、子どもたちに伝えるた

めにも、そういう背中は見せていく必要があるかと思えます。

最後に奈良県犯罪被害者等支援条例についてですけれども、県教育委員会としても、これからいろいろな犯罪の事例、今まで考えもつかなかったような犯罪の事例、もしくは我々大人でははかり知れない子どもたちのその時代時代の思いがありますので、こういう条例をつくるのであれば、県教育委員会としてもかかわりをしっかりと持っていただいて連携を強化していただきたいと思えます。以上です。

○田中委員 質問通告はしていませんけれども、先ほどからの議論の中で、ダンススポーツについてのお話がありました。簡易な質問ですけれども、理事者側の中でダンススポーツという言葉を知っておられる人、何人ぐらいおられますか、手を挙げてみてくれませんか。お一人おられたということです。

宇陀市の総合体育館で毎年1回、または数回、競技会が行われています。幾つかの系統があるようですけれども、全国大会なども行われて、他府県の方々もお越しになりますし、熱心にダンスをワルツからいろいろとやっておられます。

そういうスポーツを、時々、拝見しておりますけれども、もう少し社会人の一つのスポーツとしてダンススポーツについても目をかけていただきたい、焦点を当てていただければいい。最近は靴もよくなりましたので、体育館の床を痛めるということもほぼなさそうですし、あとは主催、もしくは共催、後援で奈良県なども関係していただければ、競技団体にとっても非常に元気が出るのかと思えますし、中高年の方々のみならず若い方々の競技者にとっても大きなスポットライトを当てられることになりますので、ぜひともご協力をお願いしたいと思います。要望としておきます。

2点目です。最近のニュースで、株式会社学校、三重県伊賀市の学校がテレビでニュースになっていますが、ご存じありませんか、ありますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それはどういうことかといいますと、生徒の集め方や、補助金の公費の支給の受け方など、いろいろとありますけれども、あの1件に関して、奈良県の中で対象となる学校はあるでしょうか、どなたかわかりませんか。

○大西学校教育課長 多分、ご質問されている中身は株式会社などの会社のことかととらせていただきますと、県では、現在そういう直接正式な会社という形の成立の仕方はしていませんけれども、現在新しい起業家を育成するための取り組みを幾つか取り組んでいるところです。

具体的な学校名を上げさせていただければ、奈良情報商業高等学校では、インターネットを使った物品の販売を手がけることを学校教育の中でやっておりますし、また磯城野高等学校でも、株式会社立、いわゆる模擬株式会社というものを学校教育の中でやっているという形です……。

(「意味違う」と呼ぶ者あり)

○吉田教育長 今、委員がおっしゃってるのは、いわゆる学校ではなくて、株式会社が設置できるような学校をつくっているかというお尋ねです。現在はありません。

○田中委員 なければそれでいいのですけれども、新しく宇陀市でも1つの廃校を利用して学校誘致をしておられます。それはどうなのかと思う部分も、余り悪く言うこともどうかと思いますのでそれ以上は控えますけれども。

要するに、生徒を集めるための補助金、交付金が出ると、その金をあっせんした人のところへ金が回るという事案が、今ニュースで取り上げられている。そういうことがこれからも起きないように、奈良県として、よろしく学校指導をしていただきたいということが2点目です。

それから免許外講師の派遣についていろいろとご議論がありました。以前から自分の持論として、県教育委員会からは嫌われるか知りませんが、現在は、5教科以外は先生の異動のタイミングは、人事異動でもなかなかしにくいという状況があります。へき地の学校においては、技術・家庭、芸術関係の科目などにおいてはなかなか正規の1人の先生を1つ学校にという配置の仕方が難しい、これはれっきとした現実として生徒との兼ね合いもあるわけで、それはそれでそういうことかとも思うのです。

それを打破する意味で、ご提案申し上げたいのですけれども、例えば技術の先生等は、教育研究所に1つの組織をつくって、先生方をそこへ配置する、そこから全県下の学校に向かって授業を進めに行くという配置の仕方はいいのではないのでしょうかとご提案申し上げているのですが、現行制度の中でははみ出た配置の仕方ですから、すぐにはなかなか難しいかもしれない。けれど、既にくんなか平たん部の学校の先生ですら、技術の先生が8年、9年と長きにわたって1校にずっと配置されたままだという事実も今までに何度もあるわけですし、それを解消する意味においても、そういうやり方で1つのところへ1つの科目を県教育委員会の中に配置、学校教育課、または教育研究所の中に配置して、それで、そこから授業に出かけるというシステムが、教科内の先生方の切磋琢磨にもつながりますし、いいのではないかと。いろいろ折衝したり、いいのか悪いのかという議論があるでし

ようから、ぜひとも県教育委員会の中でご議論いただいて、いいのか悪いのかということについての結論を出していただいて、お教えいただければありがたいと思います。これも要望にしておきます。

その次に、平成27年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の23ページ、課題の部分で47位、47位、47位と47位が続いているのです。47位とは上から何番目、下から何番目。

(「最下位」と呼ぶ者あり)

おっしゃるとおり最下位なわけです。全国で最下位というのはどういうことなのかと思って、きょうの文教くらし委員会が始まるまでに資料請求をしました。文部科学省の資料でして、できることなら委員の皆さん方へも同じものを配付していただければよくわかりいただけると思います。ところが、この資料は、虫眼鏡で見ないと見えない資料です。同じつくるなら、もう少し見やすい資料をつくっていただければありがたいと思います。

この資料を見ましても、ええっと思うことがありまして、校務用コンピューターの整備率、一番低いのが奈良県でこれはどういうことなのでしょう。なぜだろうということばかりなのですけれども、代表的なところでいいますと、都道府県別教員のICT活用指導力の状況、全校種の5つの項目全て47位です。もちろん小学校もそうですし、高等学校だけが少し成績のいいところもあるという現状になっています。これはなぜだろうということですが。

しかし、何もしていないのかといいますと、そうではなくきちんとしておられるのです。研修の受講状況を見ますと、奈良県は大体平均までいく。いいところは、佐賀県、96.4%まで研修を受講していて、これは飛び抜けていますけれども、奈良県は平均の34%ぐらいまで近づいてると。平均ぐらいまで受講しておられて、それで指導力が最低だと。これは一体どういうことなのでしょう、その部分を実は知りたい。きちんと指導して、受講しているけれども、座っているだけなのか、それとも精力的に受講して前向きに考えてくれているのか、そこはどうなのでしょう、あえてお尋ねしたい。お答えいただけますか。

○大西学校教育課長 まず、47位の部分がたくさんあるというご指摘ですが、先ほど上げていただいた教員の校務用コンピューター、それからいわゆる教育用のコンピューター全般についても低位ではありますが、先ほど藤野委員のところでもお答えをさせていただいたのですが、県立の1台当たりの生徒数5.5人ですが、上がっていますのは奈良

県全体で、小・中学校全部含めた数で出されています。平成27年3月現在の調査によりますと、教育用コンピューターは、1台当たりの生徒数が7.5人になっており全国平均よりは低い水準です。市町村立の学校については、各市町村教育委員会で整備が行われているわけですが、各学校に設置されているコンピューター、その環境については十分ではないという報告を受けています。本年度の文部科学省による学校におけるICT関係の決算状況等の調査においても、多くの市町村、組合が整備のおくれの主な原因として財政状況の厳しさを上げており、県教育委員会では今後とも教育の情報化のより一層の推進のためには、機材の部分について、集団で買うスケールメリットを出して購入すれば安くなるなどの情報も含めて情報提供などを行ってまいりたいと、情報機器の整備に努めてまいりたいと考えています。現状としてはそのような状況で、機器の整備状況はごらんいただいている状況です。

それから研修はそこそこのなにといいお話ですが、この活用状況は、先生方にアンケートの形で質問をとり、指導が割にできる、あるいはできないというような形を段階別に答えていただくもので、割にできる、ややできると答えている奈良県の教員の割合は、現在77%ぐらいとなっています。これも全国平均は82%を超えているのですけれども、確かにまだ足りない部分ではあります。ここ数年見ていると、平成25年度が73.5%、平成26年度74.5%、平成27年度77%でして、着実に上がってきていると思っています。

ご指摘のとおり、まだまだ十分でないのは承知していますが、機器の整備がおくれている部分も加えて、改善には尽力してまいりたいと思っています。その途中である状況かと思っています。以上です。

○田中委員 パーソナルコンピューターが奈良県だけ世間よりおくれて世の中にあられたかという決してそうではないです。北海道から沖縄県まで同じ情報、同じ文部科学省の指導のもとにやっているわけですから、そのおくれた状況、なぜかということが、なぜですかといううちの一つの問いかけです。やっている最中ということなのですけれども、明らかに指導力の部分で、最高位のパーセンテージと最下位の奈良県とでは差があるわけです。なおかつ、質問の内容に対する答え方について、各都道府県の県教育委員会の指導が別々で、奈良県は低く書きなさいと言ったわけではないと思います。客観的に見てもこの数値は低いと断定せざるを得ません。そこはやはりきちんと反省して積極的に、そうでないと、若い方が就職しようと思っても、パソコンが使えない卒業生は今の時代採用され

ません。先生が、コンピューターを使えないと言って生徒と向かい合うことは、これは不可能なことだとお考えいただきたい。そんな時代ですからなおさら、ほかの府県に追いつくように馬力をかけてやっていただきたいと思います。

この資料を要求した理由の一つは、へき地教育の中で山間部が取り残されているのではないかと心配でこの資料請求をさせていただきました。ところが結果を見てみますと、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数、2桁というか、1台で11.4人、18.6人とか、生駒市、香芝市などあるのです。三郷町は19.5人で1台を使っていると、これもどうかと思います。宇陀市を申し上げますと、3.7人で1台を使っておりある程度行き渡っているという形になっています。

それから、普通教室の中で、LANの整備率はどうかといいますと、大和高田市は5.6%です。奈良市は99.5%、100%のところもあります、0%というところもあります。これも教育を受ける環境が県内同じではないということになります。これもその地域にお住まいのご父兄の方から見たら、うちのまちはどうなっているのかという話だと思いますので、県教育委員会からご指導いただいて、よく似た数値のところまで上がっていくようお願いしたいと思っています。

それからインターネットの接続率、ゼロというところがあります。三郷町、斑鳩町、川西町、もちろん100%のところもありますし、南のほうへ行きますと教室が2部屋とか3部屋しかないから必要ないという部分があるのかもわかりませんので、それはあえて言いません。大きな町の中でこういう状況です。

それから、教員の校務用コンピューターの整備率、学校の業務でコンピューターを使う整備率が32%台というのが天理市、橿原市です、28%というのが三郷町です。これはやはり学校の先生が使わないということだと思ふのです。学校が複数校ありますから、1つの学校だけが全くないのかもわかりませんし、2つの学校が全くないのかもわかりません。けれど、こんな低い整備率というのは子どもの指導をする上でも、日常の教員の教務を進める上でも決してよくない。また、先生自身が、パソコン嫌い、コンピューター嫌いと言っている先生必ずおられるということだと思ふます。こういうことをなくしていただかないと、これからの時代おくれになるのが甚だしい。もっと真剣にといいますか、もっと積極的にやっていただかなければならないと思います。そこで支援員を置きます、置いています、置くことに決めましたとおっしゃったのですが、その指導員がどんな性格のもので何人ぐらい配置されるご予定でしょうか。

○大西学校教育課長 本年、支援員は、国の事業を利用して学校教育課に1名入っています。それによって支援の必要な学校への相談等に行かせています。人数、効果について検証した後、人数についてまた考えたいと考えています。以上です。

○田中委員 余りくどくど言いますとどうかと思いますので、これでコンピューターのほうは終わりにします。

へき地教育で先ほどから配置の問題がありましたが、先日もへき地教育の研究大会が奈良市月ヶ瀬で行われました。先生方が熱心にいろいろとご議論なさって、現場の研究成果の発表も行われた。一生懸命になっていただいている姿も拝見していますので、心強いことだと思います。今後もへき地教育の推進については、ぜひとも県教育委員会としても積極的に取り組んでいただいて、免許外講師を初め、幾つかの課題の要望事項がありました。その案件についての取り組みを積極的に進めていただきたいとお願ひしておきます。

それから、自殺の問題、命の問題がきょうも話題になりました。命の教育については、先ほどからもお話がありましたように、アニマルパークで取り組みをしていただいています。学校によっては、アニマルパークを訪問して動物とふれあうなどの取り組みをしておられない学校もあるようですので、おおむね訪れられた学校の評価は悪くなかったと思いますから、ぜひ積極的にお取り組みくださるようお願いして、質問を終わります。

○宮本副委員長 何点か質問をしたいと思います。

まず最初に、ごみ処理の広域化の問題についてです。9月議会でもごみの分別収集などが進んでいるにもかかわらず焼却ごみが余り減っていない実態を紹介しました。これは国の政策誘導によって大規模な焼却炉が次々と推進されていることと関係しているのではないかという立場から、安易な広域化によって、自治体のごみ減量化、住民のごみ減量の取り組みに水を差すようなことになっているのではないかと意見を申し上げました。

その後進んでいますのは、天理市で今計画を立てています大型の焼却炉建設ですが、これは平群町は参加をしないことを決めたのですが、ほかの10市町村で進む方向で現在検討がなされていると。12月議会でもそれぞれの市町村の議会で議論がなされているのですが、その際に十分な情報提供がなされていないところに非常に問題点を感じています。例えば、財政シミュレーションをするときに、我が町で使っている焼却炉を維持させるのか、それとも新規更新するのか、それとも天理市に乗るのかという2パターンか3パターンの財政シミュレーションがなされるわけですが、別の道で、焼却炉を持たずにごみの減量化を徹底して極力とことん減らして、よそに委託をする、いわゆる斑鳩町方式と言われるも

のをした場合にどうなるのかという試算がなされていなかったり、ひどい場合には、広域化に乗る方向ありきで、これしかないとあれこれとメリットばかりが並べられるということで。例えば天理市で焼却することになると、現地の住民の方に迷惑をかけるのではないのか、公害の問題などで反対の声は上がっていないのかという質問を議員からしたときに、いや、全く反対の声は上がっていませんという答弁がなされると。しかし、実際現地に行ってみると、一生懸命反対の声を上げておられる方もいるし、環境の影響を心配して調査をされている方もいることがわかるようなことがあったりして、ごみの処理の問題は非常に住民と密接にかかわる問題ですので、やはりごみを減量していくことを根底において、あらゆる情報提供をしていく、そして住民の参加によって広域化に乗るのか、それとも自前で焼却炉を設けるのか、それとも焼却炉を持たずにとことん減量させていく中で違う道を選択するのかなどを住民自身の力で選択できるように導くことが大事であって、いたずらに奈良モデルということで、広域化すればメリットがありますとするのはいかがなものかと思うわけですが、この情報提供のあり方などについて、環境政策課はどのように捉えておられるかをお聞きしておきたいと思います。

2点目は、運動会、体育大会で取り組まれる組み立て体操についてお聞きしたいと思います。この秋に、大阪府八尾市で組み立て体操がどんどんエスカレートする中で、特にピラミッド、あるいはタワーと呼ばれる競技の際に、これが崩れて骨折等のけがをすると、あるいは練習中でもけがをすることが問題になっています。本県でも調査をされたと思うのですが、調査の結果はどうだったのか、その結果を受けてどういった通知をして、今後どう改善を図っていこうとしているのかを示していただきたいと思います。

それからもう1点は、通告をしていなかったのですが、注目をされている案件で、文化財保存課にお聞きしておきたいと思います。県営プール跡地にホテルを誘致するというところで、奈良市三条大路1丁目の旧奈良署跡で榎原考古学研究所の調査が進められてきました。12月2日に報道発表されたところによりますと、奈良時代後半の貴族邸宅跡が見つかって、どうするのが今後問われるということです。この対応によっては、予定されているホテルを核としたまちづくりの計画に大きな影響を及ぼすということですし、もとより地下駐車場も含めた構想には反対をしていたわけですが、今後、動向が注目をされるということで、どういった邸宅跡が出てきたのか、そして、文化財保存課としてはどういう保存の方向を考えているのかについてお聞きしておきたいと思います。以上3点です。

○柳原環境政策課長　ごみ処理広域化についてお答えさせていただきます。

一般廃棄物処理は市町村の事務ですが、今回の天理市を中心とした広域化の動きについては、平成27年4月以降、天理市からの要請を受けて、県は奈良モデルとして促進する立場から、調整役として関係市町村への情報提供、広域化への打診等を進めてまいりました。

現在は、天理市をはじめ、10市町村により調整が進められていますが、この地域の現状を申し上げますと、焼却等の施設が7施設ありまして、そのうち6つの施設が稼働開始から20年以上経過している状況です。新たな施設の整備に当たっては、環境影響評価などの手続を含めて10年近い準備期間が必要となることから、天理市等の関係10市町村長はおのこの責任において今回の広域化のご判断をされ、この12月議会に、一部事務組合、山辺・県北西部広域環境衛生組合の規約案を提案されたものと認識しています。県としては、引き続き関係市町村から要請があれば、技術的な支援を行いますとともに、事業進捗に応じて、6月議会の委員会でもご説明申し上げましたが、奈良モデルによる財政支援を行い、安定的なごみ処理の継続及び市町村の行財政運営の効率化が図れるよう努めたいと考えています。以上です。

○沼田保健体育課長 運動会、体育大会における組み体操の実施とその安全対策についてのご質問です。

学校における体育活動中の事故防止については、これまでから年間を通じて通知や体育担当教員の研修会等、さまざまな機会を捉えて周知徹底をしてきたところですが、委員がお述べのとおり、近年、学校の運動会、体育大会において組み体操で演技するピラミッド及びタワーが巨大化し、それに伴う事故が発生している現状があります。

県教育委員会では、県内公立学校の実体を把握するため、平成27年9月7日に各市町村教育委員会及び県立学校に対し調査を開始し、10月1日付で集約結果を周知するとともに、事故防止について注意喚起したところです。

調査結果では、平成26年度、ピラミッドを実施した公立学校は小学校で86.6%、中学校では24.0%、高等学校、特別支援学校では15.7%、タワーを実施した公立学校は、小学校で82.2%、中学校で26.0%、高等学校、特別支援学校で7.8%となっています。平成26年度のピラミッドでの事故は、練習、本番を合わせて21名が負傷し、そのうち骨折は2名報告されています。タワーでの事故は25名が負傷し、うち5名の骨折が報告されています。両種目において骨折した7名以外の39名は打撲、捻挫となっています。特にピラミッド、タワーにおいては、高さを伴うことから、練習段階か

ら児童生徒の体力、身体の発達段階に応じて適切に指導するとともに、十分な補助、観察体制を確保し、演技中に危険を察知したら直ちに中止をするよう通知しました。通知後には、各市町村教育委員会及び各学校に対して、来年度の組み体操の実施に向けて、児童生徒の安全確保を最優先されるよう働きかけているところです。

今後、県教育委員会では、専門機関、研究団体等と連携して、平成27年度の実態調査を行いますとともに、体育活動中の事故防止についての指導法について再度研究を進めていく予定です。以上です。

○尾登文化財保存課長 奈良警察署跡地の発掘調査についてのご質問です。

奈良警察署跡の発掘調査については、平成27年5月から発掘調査を本格的に進めてまいりました。12月2日に現地で記者発表をしたところです。

何が出たかということですが、発掘調査した場合には、遺構がどうであったかというものと、遺物としてどんなものが出たかという部分があります。今回発掘調査をしたのは、その当時の単位で1坪、約120メートル四方の部分についての発掘調査をしています。その中で、遺構としては幾つかの建物跡の柱と掘っ立て柱等を確認しています。遺構については、新聞報道でかなり大きく取り上げられましたが、奈良の三彩瓦のかけらが出たり、六角形の井戸枠が出たり、奈良時代後期に、あたりで洪水があったことを示すような部分が出ております。こういったものが出たということでした。

総合的にどうするかになりますが、記録保存という形で、文書、写真などで保存をするのか、現地をそのまま保存するのかという問題になりますけれども、この場所については、奈良警察署が現に存在していましたので、奈良警察署をつくった段階で遺構の部分が壊れている事実が厳としてあります。奈良警察署があった南側においては、ため池がありました。池がありましたので、底は当然水に洗われていますので遺構がほぼ検出できないという状況になっています。その時代の歴史、文化をあらわす指標となる物が出た場合、この場合に現地保存をすることを考えておりますけれども、今回出てきた遺構については、今申し上げたように、重要な部分の、中心部がいわゆる壊れている状態にあるということです。それから、貴族が住んでいた可能性は確かにあるかと思いますが、土坑という、当時ごみ捨て場に使っていたところで、長屋王邸のときも、このごみ捨て場から木簡が出て、これが長屋王邸であるというのがわかったのですけれども、今回、詳細に土坑については調査をしましたが、実は木簡が出てきませんでした。ということで、誰がお住まいになっていたかも特定できないという状況ですので、この場合、近辺を既にいろいろな埋蔵、発掘調

査をしておりますが、それと比較しても、特にこれを顕著に現地保存するということには当たらないと判断をいたしましたので、この場合は詳細な記録保存をするという形について、12月1日付で知事部局に通知をしたところです。

なお、遺構については当然残さない形になりますけれども、遺物の扱いについては別となりますので、これはきちんと保存をしていきたいと考えているところです。以上です。

○宮本副委員長 広域処理の問題について、もう一度お聞きしたいのですが、情報の出し方が、特に天理市ですけれども、推進に前のめりになっているのか、メリットの話しか出てこないのです。各参加をする市町村から問い合わせてもなかなか資料が出てこない、情報が出てこないということで、各市町村議員に対する説明もおくれることが多分にあると思うのです。情報提供については、いい面、悪い面それぞれあるわけですから、きちんと正確な判断を市町村がするためにも、求めに応じた情報提供を県でするように対応すべきだと思うのですが、改めてお考えをお聞きしたいと思うのです。やろうとなるためにはやはりスケールを確保しなければならないので、ごみを持ってこいとまで露骨な言い方にはなりませんけれども、参加市町村を広く募るということからそういう情報しか出てきていないのではないかと心配をするところですので、その点再度お聞きしておきたいと思えます。

2点目の、組み立て体操の件ですが、平成26年度は7人の骨折だったということで、八尾市の小・中学校44校で、過去10年で139人という骨折数と比べれば、本県1年間で小学校200校、中学校100校で7人ということであれば、八尾市ほどエスカレーターはしていないことがよくわかるのですが、それでも運動会の練習や、あるいは本番で7人骨折は、県民としては気になる場所ですので、昨今、クラブ活動での指導者が十分に確保できない、教員の更新も激しいわけで、十分に研修などが引き継がれないなどで、柔道、バスケットボールなどでけがが多いとよく報道されていますので、その点改めて保健体育課の指導研修で注意を喚起していただきたいと、要望しておきたいと思えます。

3点目の奈良警察署跡の遺構の問題ですが、誰が住んでいたのか明らかにならない、木簡も出てこなかったということで、記録保存の方向になろうかと思うのですが、この場所がため池になっていたと、そして歴史をひもとけば、佐保川がたびたび氾濫をして当時の人々を悩ませていたと、その堆積土砂などもわかるわけですから、知事はここから水があふれ出すごとく人々が地域に出ていって潤うのだということを言っていますけれども、そこにひっかけるかどうかはともかく、人々を苦しめた場所であって、知恵を重ねてため池

をつくったということがわかっているわけですから、これは遺構になるのか遺物になるのか、専門家ではないのでよくわからないのですが、やはり後の人たちに伝わる残し方を検討されてはどうかと思うのですが、その辺について答弁を求めたいと思います。

○榊田景観・環境局次長 天理市の話です。委員がお述べのとおり広域化が進んでいます。そこで少し申し上げておきたいのは、市町村と県の関係でして、もう副委員長はおわかりなのであえて申し上げますけれど、市町村は事業の実施主体です。県は、奈良モデルとして後押しをする立場、実施をする立場と後押しをする立場があります。法の枠組みでいいますと、市町村から求めがあれば技術的な援助をするというのがこの法の建前であって、加えて、環境政策課長からもありましたけれども、奈良モデルとしての財政支援もやるということで今取り組んでいます。そんな中で議論もしてきていますけれども、市町村が実施主体ですから、おのおの市町村がみずからの責任においてどうするかというのを決めていかないといけない。天理市が全て情報を出す側ではなくて、もちろん10市町村、相互で情報の交換、共有はされていると思っています。そういった情報の相互の共有、交換の中で、各市町村が各住民議会に対してどのように説明をし、最終的に判断をされるのかになるのではないのかと思っています。

県から具体的にこのように情報を共有しなさい、こうしなさいというのはそういう案件ではないと思っていますので、県としては市町村の責務である一般廃棄物の安定的な処理がある。広域化としては、行財政効率が確実に効率が向上することを確認した上で、事業進捗に応じて積極的に支援をしていきたい。そういう県と市町村との関係を申し上げたいと思います。

○尾登文化財保存課長 洪水跡の関係でご質問いただきました。

防災上の観点でそういった洪水があったと記憶にとどめるために、そういったもの残しておくのは、確かに一つの重要な点であるかと思っています。それについては、作業的には剥ぎ取りという方法があり、それを断面的に剥ぎ取ってその部分を残し、保存することが可能ですので、その方法については検討したいといえますか、可能性を探りたいと思いますし、実は、けさの知事の定例記者会見で、記者からも質問があり、知事も、三彩瓦、井戸枠、また、洪水跡の剥ぎ取りということにも言及しておられましたので、その点での検討が進むものであるかと考えています。以上です。

○宮本副委員長 廃棄物処理は、本当に住民が主人公となって、正確な情報提供のもとにごみ減量化をベースに進めるのが、県としても当然の立場だと思っていますので、再度確

認しておきたいと思ひますし、奈良警察署跡地の遺構の保存については、先ほど知事の記者会見の話も出ましたが、ぜひ文化財保存課としても積極的にかかわっていただきたいと思ひます。以上です。

○阪口委員長 宮本副委員長が組み体操のことを言われましたけれども、やはり1年に7名の骨折は多いと思ひます。10年したら70人になりますし、骨折以上の事故等につながると、重大事故になるとやはり人命の問題にもかかわってきますので、引き続き保健体育課長で注意喚起等よろしくお願ひします。

ほかございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。